

前文

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進及び体力の向上に資することはもとより、克己心、協同性、規範意識等のフェアプレーの精神を培い、さらに、子どもの健全な成育及び人格の形成に大きく寄与するものである。

また、スポーツは、家族のつながりを強くするとともに、スポーツが促進する人及び地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技会等で見られる、スポーツを通じて自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるスポーツ選手の姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなスポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することが必要である。

ここに、県民がスポーツの価値を広く享受し、県民の力を結集した元気な三重県を目指すため、この条例を制定する。

【制定の趣旨】

前文では、スポーツの持つ多面的な価値、本県スポーツの置かれている現状、そして本県がスポーツを通じてめざすべき姿について明記しています。

平成 23 年 8 月、スポーツ振興法が全面的に改正され、新たな「スポーツ基本法」の前文では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であること、スポーツは次代を担う青少年の体力向上や健康で活力に満ちた長寿社会実現に不可欠であること。さらに、人と人、地域と地域との交流促進や、地域の一体感と活力の醸成、地域社会の再生などに寄与するもの」と記され、スポーツの持つ多面的な価値が規定されています。

本県では、これまで「スポーツ振興計画」に基づき、スポーツ関連施策に取り組んできました。現在の「第 7 次スポーツ振興計画」では、基本理念を「生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現」と位置づけ、基本理念の実現に向けた基本施策を「子どもたちの元気づくり」、「地域の活力づくり」、「県民の夢づくり」、「元気の基礎づくり」として、取組を推進してきています。

一方、本県では、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会や、平成 33 年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会の開催を予定していることに加え、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。

これらの大きなスポーツイベントが続く 4 ヶ年は、スポーツの持つ多面的な

価値を享受できるビッグチャンスであります。

そのためには、県民の「アクティブ・シチズン」としての自主的かつ主体的な行動を基盤としながら、県民との協創によって「幸福実感日本一」の県をめざす、「みえ県民力ビジョン」の方針をスポーツの推進にも着実に反映していく必要があります。

スポーツを「人生を豊かにするもの」＜幸福実現のための要素＞と捉え (Sport for Happiness)、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生を実現するため、新たな仕組みづくりが必要です。

「県民力を結集した元気なみえ」をめざし、県民の幅広い参画を基盤に、スポーツを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、新たに条例を制定することとします。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体（スポーツの推進を主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【制定の趣旨】

本条では、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるようなスポーツの果たす役割の重要性を鑑み、本条例において、スポーツの推進についての基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その目的が「幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与すること」にあることを示しています。

第一章 総則

(基本理念)

第二条 スポーツは、その多面的な価値及び意義が十分に発揮され、県民がそれを共有し、享受できるよう、公平かつ公正な環境の下で推進されなければならない。

2 スポーツは、全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができ、その価値及び意義を実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が自主的かつ主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

【制定の趣旨】

本条では、条例の基本理念について明記しています。

1 スポーツの価値の共有

スポーツは、健康の保持増進及び体力の向上に資することはもとより、克己心、協同性、規範意識等のフェアプレーの精神を培い、青少年の健全な成育及び人格の形成に大きく寄与しています。

また、スポーツが促進する人及び地域の交流は、家族のつながりを強くするとともに、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献しています。

さらには、競技会等で見られる、スポーツを通じて自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるスポーツ選手の姿は、人々に夢と感動を与えます。

本県においては、スポーツの持つ多面的な価値を引き出すことで、県民の幸福実現をめざしています。

そのためには、暴力やハラスメントの防止等、スポーツの持つ価値及び意義が発揮される環境の下、県民がそれを理解するとともに共有したうえで、努力や行動をすることが必要です。

「県民力を結集した元気なみえ」をめざす本県にとって、「スポーツの価値の共有」は第一義であると考え、基本理念の一つに掲げています。

2 スポーツライフの実現

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と書かれています。この権利の確保のため、子どもから高齢者まで、また、「する」「みる」「支える」人等、全ての県民がスポーツに親しむことができる環境を整備することが必要です。

本県では、「Sport for Everyone」を達成するとともに、県民がスポーツによ

って幸福を実感できる人生を送ることができるように、スポーツライフ（スポーツのある幸福な人生）の実現を、基本理念の一つに掲げています。

3 参画・連携を通じたスポーツの推進

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するために、自主的かつ主体的に行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

そのため、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者といったさまざまな主体が、それぞれの特性に応じて、スポーツを推進することにより、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、参画・連携を通じたスポーツの推進を、基本理念の一つに掲げています。

第一章 総則

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実
- 二 地域におけるスポーツ活動の推進
- 三 競技力（スポーツに関する競技水準をいう。以下同じ。）の向上
- 四 障がい者によるスポーツ活動の推進
- 五 スポーツを通じた地域の活性化

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づき、スポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、基本となる5つの政策について明記しています。

子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実については、スポーツが子どもの体力の向上に資することはもとより、非行の防止、子どもの健全な成育及び人格の形成に大きく寄与していることに鑑み、基本政策の一つに掲げています。

地域におけるスポーツ活動の推進については、県民が健康で、生涯にわたって身近にスポーツに親しむにあたり、地域におけるスポーツ環境の影響に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

競技力の向上については、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍が、活力ある社会の形成に貢献しており、全国高等学校総合体育大会や、国民体育大会の開催を契機として、安定した競技力の確保をめざしている本県の現状に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

障がい者によるスポーツ活動の推進については、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなり、全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、障がい者によるスポーツ活動のさらなる推進をめざしている本県の現状に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

スポーツを通じた地域の活性化については、スポーツが人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するとともに、地域経済の活性化にも好影響を与えるなど、地域にもたらす影響力に鑑み、基本政策の一つに掲げています。

第一章 総則

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念及び基本政策にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、県民の意見を反映させるとともに、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、県の責務について明記しています。

県は、スポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、基本理念及び基本政策にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、さまざまな主体の連携を促進するよう努めること、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮すること、さまざまな主体に対して助言及び情報の提供等の必要な支援を行うよう努めることとしています。

第一章 総則

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の中心となるべき県民に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現をめざしており、県民は、基本理念にのっとり、スポーツが果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めることとしています。

第一章 総則

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、基礎的自治体である、市町の役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現をめざしており、市町は、住民に最も身近な自治体として、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定・実施するよう努めることとしています。

第一章 総則

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき重要な役割に鑑みて、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の担い手となるスポーツ関係団体に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現をめざしており、スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、自身が持つスポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき重要な役割に鑑みて、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めることとしています。

第一章 総則

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、民間事業者に期待される役割について明記しています。

本条例では、県民がスポーツの価値を広く享受するための自主的かつ主体的な行動を促進することにより、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しており、民間事業者についても、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めることとしています。

第一章 総則

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、各主体相互の連携について明記しています。

県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者といったさまざまな主体が、スポーツの推進にあたり、それぞれの特性に応じて、幸福を実感できる社会を「協創」できるよう、各主体は相互の連携に努めることとしています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教員による指導の充実を図るとともに、市町、スポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実について明記しています。

スポーツは、体力の向上に資することはもとより、非行の防止、子どもの健全な成育及び人格の形成に大きく寄与しています。

そのため、学校、家庭、地域と連携した取組の促進と、学校における体育及び運動部活動等を充実するため、教員による指導の充実と地域における指導者の活用及び環境の整備を定めています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(地域におけるスポーツ活動の推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢等を問わず、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めることにより、県民がスポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、県民が健康で、生涯にわたって、身近にスポーツに親しむにあたり重要な役割を果たす、地域におけるスポーツ活動の推進について明記しています。

スポーツは前文にあるように、人生を豊かにし、県民に幸福を実感させるものです。

そのため、地域スポーツクラブの活動の支援等必要な施策を講ずることにより、全ての県民が、性別、年齢等を問わず、体力、技術、目的等に応じて、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供に努めることを定めています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(競技力の向上)

第十二条 県は、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下この条において同じ。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できるよう、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、県のスポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県のスポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、競技力の向上について明記しています。

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県選手の活躍は、県民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、県民の一体感の醸成につながります。また、子どもにとって、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

そのため、県のスポーツ選手、その指導者及び関係団体の育成、並びに県のスポーツ選手がその能力を最大限に発揮できるような環境の整備、さらに、県のスポーツ選手及びその指導者が地域社会において、その能力を生かすことで活躍するとともに、ジュニアの育成につなげるしくみ（好循環）について、必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(障がい者によるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深め、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、障がい者によるスポーツ活動の推進について明記しています。

障がい者によるスポーツ活動は、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらすだけでなく、障がい者の自立及び社会参加を促進するとともに、障がいへの理解を深め、障がい者とともに生きる社会（ユニバーサル社会）をつくるきっかけとなります。

そのため、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供等の施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、スポーツを通じた地域の活性化について明記しています。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するもので、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光の組み合わせ（スポーツツーリズム）による誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

そのため、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、スポーツコミッションの設置や活動への支援などを含め、各種競技会の開催又は誘致について必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、災害時への対応に配慮するとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、施設の整備等について明記しています。

スポーツ施設の整備は、県民のスポーツライフを実現し、県民参加を促進するとともに、競技力の向上や障がい者によるスポーツ活動の推進、また、スポーツツーリズムへの取組にも不可欠なものです。

本県においては、年月の経過に伴う施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、スポーツ施設の整備や利用の促進、並びに災害に対する配慮、施設の安全確保とともに障がい者等の利便性向上、さらに県が設置する学校やその他の施設の有効活用について定めています。

第三章 推進計画

- 第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な事項その他必要な事項を定めた計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、三重県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【制定の趣旨】

本条では、県が本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、知事が推進計画を策定することを明記しています。

スポーツの推進は、継続的かつ効果的に実施する必要があることから、全体的視野・中長期的な視野に立って、一定の目標を設定し計画的に施策を推進するとともに、県民の意見を反映した計画とすること、三重県スポーツ推進審議会への意見の聴取、計画の公表及び計画の変更への準用を定めています。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

(スポーツ推進月間)

第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加できるようスポーツ推進月間を設ける。

2 県は、スポーツ推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本県では、スポーツを「人生を豊かにするもの」と捉え、スポーツの持つ「楽しさ」や「魅力」を強調しながら、県民がスポーツの価値を広く享受するために自主的かつ主体的に行動することで、スポーツによって幸福を実感できる人生の実現を目指しています。

そのため、本条では、県民のスポーツに対する関心と理解を深め、自主的かつ主体的にスポーツ活動に参画するための契機として、スポーツ推進月間を設けること、さらに、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることを明記しています。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

(顕彰)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツ活動への意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

【制定の趣旨】

本県では、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会において輝かしい成績を収め、県民に夢、感動、勇気を届けている選手がいます。

また、地域スポーツにおいては、「する」「みる」「支える」といったさまざまな活動を通して、長年、スポーツの推進に多大な貢献をしている人がいます。

そのため、本条では、これらスポーツで顕著な成績を収めた人、及びスポーツの推進に大きく寄与した人を顕彰し、広く県民に周知することで、県民のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めることを明記しています。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

(県民等の協力)

第十九条 県は、県民、スポーツ関係団体及び民間事業者に対し、広く協力を求め、スポーツの推進に努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、本条例に基づいてスポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、県が、県民、スポーツ関係団体及び民間事業者といったさまざまな主体に対して、体育スポーツ振興基金への寄付、スポーツボランティアとしての活動等を通して、スポーツを支える活動への協力を求めることを明記しています。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【制定の趣旨】

本条では、スポーツの推進に関する施策は長期的な展望に立って、継続的に行われる一方で、これに要する費用を確保する必要があることから、県において必要な財政上の措置を講ずる努力義務について明記しています。